

確認申請～大河原土木かわら版～

- 住宅リフォーム支援制度について ■
- 木造住宅震災対策事業
- 住宅エコポイント

長年住んできた住宅について、老朽化やライフスタイルとの不一致などに困ったとき、住宅への愛着や工事費用等を考慮しリフォームを選択される方がおられるかと思います。そこで今回は、住宅をリフォームする場合に利用できる2つの支援制度を紹介いたします。

木造住宅震災対策事業

木造住宅震災対策事業は、地震による木造住宅の倒壊及び倒壊による人的被害を軽減するため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月までに建てられた木造住宅の耐震診断や耐震改修工事について、市町村の助成を受ける場合にその費用の一部を市町村を通じて助成する制度です。(事業実施の有無については、市町村にお尋ね下さい。)

A 耐震診断助成事業

1 対象建築物

昭和56年5月までに建築された木造在来軸組工法(伝統的構法、枠組み壁構法)の戸建て住宅

2 助成対象

住宅所有者の求めに応じ、市町村が耐震診断及び耐震改修計画作成を行う診断士を派遣する経費の一部

3 助成額

診断費用14万4千円のうち、国・県・市町村の助成額合計は13万6千円
(したがって、自己負担額は8千円)

B 耐震改修工事助成事業

1 対象建築物

Aの耐震診断助成事業で作成した耐震改修計画に基づき改修設計及び改修工事を行う次の住宅

- ①避難弱者等の住宅(65歳以上の高齢者のみが居住する住宅または障害者が居住する住宅等)
- ②特定地域の住宅(市町村が木造住宅の倒壊率が高いとして危険度マップに指定した地域等の住宅)

2 助成対象

避難弱者等の住宅又は市町村が定めた特定地域の住宅で耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合の費用の一部

3 補助率・限度額等

耐震設計・改修工事に係る費用の1/6以内(上限15万円/県)。なお、市町村が上乗せ助成している場合があります。

問い合わせ先

住宅エコポイント

住宅エコポイントは、地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度ですが、ここでは、エコリフォームの場合を紹介いたします。

1 対象となる工事

(1)窓の断熱改修工事

改修後の窓が、省エネ基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合する内窓の設置、外窓の交換、ガラスの交換

(2)外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事

外壁、屋根、天井又は床の部位ごとに、所定の断熱材を用いる断熱改修工事

(3)バリアフリー改修工事

(1)または(2)の断熱改修工事と一体的に行う、手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張

2 対象となる工事の期間

平成22年1月1日～平成22年12月31日に着手したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了したのも

3 ポイントの交換

住宅エコポイントは、様々な商品等と交換したり、追加工事代金への充当ができます。

(1)商品への交換または環境寄付

省エネ・環境配慮製品、各地の地域産品、商品券・プリペイドカード、地域型商品券への交換や、様々な環境保全活動を実施している団体に寄付することが可能です。

(2)追加で実施する工事費用への充当(※即時交換)

ポイント発行の対象となる工事に追加で実施する工事の費用に充当することが可能です。(1ポイント=1円)

※追加工事はポイントの発行対象となる工事と同じ工事施工者が実施するものが対象です。

また、ポイントの発行対象となった工事費用への充当はできません。

4 ポイント発行の申請期限

平成23年3月31日まで(期限前に申請が予算額に達した場合は、その時点で発行を終了します。)

問い合わせ先

住宅エコポイント事務局

<http://jutaku.eco-points.jp/> TEL 0570-064-717

★お知らせ★

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。

このかわら版をカラーで見ることができます。

これまで発行したかわら版をはじめ、各種情報も掲載しています。

(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい。)